

令和6年度原木・製品運搬効率化体制構築事業助成金交付規程

6 全木協連発第91号

令和7年4月4日

(趣旨)

第1条 この規程は、全国木材協同組合連合会（以下「全木協連」という。）が「木材製品の消費拡大対策等実施要領」（平成30年2月1日付け29林政産第96号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）の第2の4の（3）の規定に基づき、木材物流効率化実施団体（実施要領第2の4の（2）に規定される木材物流効率化実施団体をいう。以下、単に「実施団体」という。）に対する必要な経費（以下「助成金」という。）の交付手続き等を定め、適正な処理を図るものである。

(適応範囲)

第2条 全木協連が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、木材製品の消費拡大対策等事業費補助金交付要綱（平成30年2月1日付け29林政産第97号。以下「交付要綱」という。）、実施要領及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(助成金交付の対象者)

第3条 助成金を交付する実施団体は、実施要領第2の4の（2）で選定した、法人格を有する民間事業体又は団体（任意団体を含む。）とする。

(助成金交付の対象となる取組)

第4条 ドライバーやトラックの不足など我が国の物流における構造的な課題に対応しつつ、令和7年4月より施行となる流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（改正物流効率化法）に則った荷主、物流事業者への新たな規制にも対応し、原木・木材製品の安定的で効率的な流通を図っていくことが求められる中、川上の素材生産事業者や川中の製材工場等、川下の建築・建設事業者等、運送事業者その他木材の物流に係る事業者（以下、「川上・川中事業者等」という。）による連携体制づくり、これら事業者等が連携して行う共同配送や中継物流拠点の利用、鉄道・船舶へのモーダルシフトなど、原木・木材製品の物流効率化のためのモデル的な取組等を支援する。

具体的には、（1）から（4）までに掲げる取組を例とした、原木・木材製品の流通の効率化を目指して幅広い分野の業者が集合した連携グループ（以下「連携グループ」という。）による取組を支援する。その際、特に、連携グループに運送事業者が含まれる取組への支援を重視する。

- (1) 川上・川中事業者等が連携して行う、原木・木材製品の周遊配送や中継物流拠点を利用し、原木・木材製品の輸送距離削減、空荷解消等の効率的な流通のための仕組みづくりの取組。
- (2) 川上・川中事業者等が連携して行う、原木・木材製品を取りまとめてロットを拡大し、鉄道・船舶へのモーダルシフトを実施して輸送コストを低減するための仕組みづくりの取組。
- (3) 川上・川中事業者等が連携して行う、在庫状況、出荷予定、積荷内容、配送経路などの情報を共有し、出荷時期の最適化、待機時間の解消、積荷や経路の効率化等に資する仕組みづくりの取組。
- (4) 川上・川中事業者等が連携して行う、コンテナ等の活用による積み込み・荷下ろしの時間短縮、積み荷の大きさ・重量などに応じたトラックの型式選定など、積み込み方法や積み荷の荷姿の選択、輸送手段の選択等により低コストで効率的な輸送を行うための仕組みづくりの取組。

(助成金交付の対象経費)

第5条 助成金の額は定額とし、別に定めるものとする。ただし、助成の要望状況に応じて助成額の上限を設けることができる。

- 2 助成金交付の対象となる経費は、前条の取組を実施するために必要な技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料とする。
- 3 助成対象経費の範囲及び算定方法については別紙のとおりとする。
- 4 前項の規定により算出、合計した助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 本助成金と同一内容で国又は地方公共団体等の補助金等の交付を受けている場合は、それに係る経費を本助成金の対象経費に含めないものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 実施団体は、令和6年度原木・製品運搬効率化体制構築事業助成金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、補足資料を添付し、全木協連に提出するものとする。

- 2 実施団体は、前項の交付申請書を提出するに当たって、助成金交付申請額からは消費税相当額を除外して申請しなければならない。
- 3 全木協連は、第1項に規定する交付申請書が提出された場合、適当であると認められた場合には交付決定を行い、令和6年度原木・製品運搬効率化体制構築事業助成金交付決定通知書（様式第2号）を当該実施団体に通知するものとする。

なお、本交付決定通知を受けて、実施団体は助成金交付の対象となる取組を開始できることとする。

- 4 全木協連は、前項の交付決定をする場合において、適正な交付の実施のため、助成金の交付申請に係る事項について修正を加え、または条件を附することができるものとする。

(契約等)

第7条 実施団体は、取組対象の一部を第三者に委託する場合は、全木協連にあらかじめ届け出なければならない。

2 実施団体は、取組を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、助成事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 実施団体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（実施状況の報告等）

第8条 第6条の規定により交付決定を受けた後、実施団体は、毎月10日までに前月の活動に関する、令和6年度原木・製品運搬効率化体制構築事業実施状況報告書（様式第4号）を全木協連に提出するものとする。

2 全木協連は、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、前項によらず、随時実施団体に対して当該取組の実施状況の報告を求めることができ、また、現地調査及び改善の指導を行うことができるものとする。

（事業実施報告書 兼 助成金精算払請求書の提出）

第9条 第6条第3項の規定により交付決定を受けた実施団体は、当該申請に基づく助成金の対象となる取組が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日、又は令和8年3月19日のいずれか早い期日までに、令和6年度原木・製品運搬効率化体制構築事業実施報告書 兼 助成金精算払請求書（様式第5号。以下「実施報告書兼精算払請求書」）を全木協連に提出するものとする。

2 実施団体は、前項の実施報告書兼精算払請求書を提出するに当たって、助成金交付申請額からは消費税相当額を除外して申請しなければならない。

（精算助成金の額の確定通知）

第10条 全木協連は、前条の実施報告書兼精算払請求書の提出を受けた場合は、証拠書類等の内容を含めその内容を審査し、適正と認める場合は精算助成金の額を確定し、速やかに、令和6年度原木・製品運搬効率化体制構築事業助成金額確定通知書（様式第6号）を実施団体に通知するものとする。

（助成金の交付）

第11条 全木協連は、実施報告書兼精算払請求書の内容が第6条に規定する交付申請書に則したものであることを認め、前条の精算助成金の額を確定した場合には、当該請求に係る助成金を実施団体に交付するものとする。

2 全木協連は、実施団体に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 全木協連は、必要と認められる金額については、前項の規定にかかわらず、概算払をすることができるものとする。実施団体は、概算払を請求するときは、令和 6 年度原木・製品運搬効率化体制構築事業助成金概算払請求書（様式第 7 号）を全木協連に提出するものとする。

（額の再確定）

- 第12条 実施団体は、第10条の規定による額の確定通知を受けた後において、対象取組に関し、違約金、返還金、保険料その他の助成金に代わる収入があったこと等により対象事業に要した経費を減額すべき事情がある場合には、全木協連に対し当該経費を減額して作成した実施報告書兼精算払請求書を第 9 条に準じて提出するものとする。
- 2 全木協連は、前項に基づき実施報告書兼精算払請求書の提出を受けた場合には、第10条に準じて改めて額の確定を行うものとする。

（助成金申請の変更）

- 第13条 実施団体は、事前に全木協連に相談の上、第 6 条第 3 項に基づく交付決定の内容に変更が生じた場合、あるいは取り止めになった場合には、その理由と共に、令和 6 年度原木・製品運搬効率化体制構築事業助成金変更申請書（様式第 8 号）により速やかに全木協連に報告するものとする。
- 2 全木協連は、実施団体から変更申請書を受け取ったときは、適切な変更又は取り止めであることを確認の上、令和 6 年度原木・製品運搬効率化体制構築事業助成金変更申請確認通知書（様式第 9 号）により当該実施団体に通知するものとする。

（助成金の経理）

- 第14条 実施団体は、助成金の対象となる取組に係る経理については、他の事業と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。
- 2 前項の関係書類の保管は、取組が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間とする。
 - 3 第 1 項に基づき作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（助成金の中止及び返還）

- 第15条 実施団体が、法令、本規程、もしくは本規程に基づく全木協連の指示に違反した場合にあって、正当な理由がなく、かつ改善が見込めないと全木協連が認めるときは、全木協連は助成金の支払いの中止又は既に支払った助成金の全部又は一部について返還を命ずることができる。
- 2 実施団体は、前項による返還命令を受けたときは、速やかに返還しなければならない。
 - 3 前項の助成金の返還期限は、第11条第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第16条 実施団体は、助成対象経費（取組を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、取組の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(残存物件の処理)

第17条 実施団体は、取組等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を全木協連に報告しその指示を受けなければならない。

(反社会勢力との関わりのない旨の誓約)

第18条 実施団体は、第6条に基づく助成金の交付申請の際、反社会勢力と関わりのない旨の誓約書（様式第1号別紙3）を全木協連に提出しなければならない。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項が発生した場合については、その都度、全木協連が林野庁長官の承認を得て定めるものとする。

附則

この規程は、林野庁長官の承認のあった日から施行する。

〔 (林野庁長官承認通知)
令和7年4月4日6林政産第130号-2 〕

別 紙

助成対象経費	範囲及び算定方法
技術者給	実施団体が本事業に係る取組を実施するにあたり、当該取組に係る技術を有する者に対して支払う実働に応じた対価です。 なお、技術者給の算定に当たっては、別紙「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）」によることとします。 また、算定要素は令和 6 年 1 ～ 12 月の実績金額を用いて下さい。
賃 金	実施団体が本事業に係る取組の補助的業務（資料整理、事業資料の収集等）に従事するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価です。 賃金の時間当たり単価については、当該実施団体内の賃金支給規則、国の規定等によるなど、妥当な根拠に基づき業務の内容に応じた単価を設定することとします。
謝 金	企画、講習会、専門的知識の提供、資料の整理・収集等について協力を得た実施団体以外の者に対する謝礼に必要な経費で、協力依頼者と受諾者の間で契約を交わしてください。 単価については、当該実施団体内の謝金規則、法令等に基づき業務の内容に応じた単価を設定することとします。 なお、謝金の支払い証憑には、上述の契約を証明するもの、活動実績を示す業務日誌や報告書の添付が必要です。
旅 費	取組を実施するために必要となる実施団体が行う資料収集、各種調査、検討会、指導、講師派遣、打合せ、普及啓発活動、委員会等の実施に伴う移動に必要な交通費や実施団体の旅費規則に規定された宿泊費及び日当に係る経費です。
需用費 （１）消耗品費	取組を実施するために必要となる消耗品費、印刷製本費、光熱費の経費です。ただし、通常の団体運営に伴って発生する経費（事務所の光熱水費）は除きます。 取組を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費です。

(2) 印刷製本費 (3) 光熱水費	ただし、汎用性を有し、本事業実施期間後も残存する消耗品は経費として認められません。 取組を実施するために必要となる資料、文書、図面、パンフレット等の印刷や製本に必要な経費です。 取組を実施するために必要となる電気、水道等の使用料を支払うために必要な経費です。
役務費 (1) 原稿料 (2) 通信運搬費 (3) 普及宣伝費 (4) 試験・検査費 (5) 通訳翻訳料 (6) その他雑役務費	取組を実施するために必要となる原稿料、通信運搬費、通訳翻訳料、普及宣伝費等の人的サービス等に対して支払う経費です。 取組を実施するために必要となる情報を取りまとめた報告書等の執筆者に対して、実働に応じた対価を支払う経費です。 取組を実施するために必要となる郵便料、電話料、データ通信料、諸物品の運賃等の支払に必要な経費です。ただし、事務所の電話料、データ通信料等の通常の団体運営にともなって発生する経費は含まれません。 取組を実施するために必要となるマスメディアへの広告料の支払等に必要な経費です。(実施団体が発行する雑誌、HP 等への掲載は技術者給、需要費等で計上します。) 取組を実施するために必要となる試験及び検査に係る試験検査機関への支払等に必要な経費です。 取組を実施するために必要となる外国人との交渉、会話の際の通訳や外国語の文献の翻訳について、当該取組を実施する実施団体が委託した者に対して実働に応じた対価を支払う経費です。 取組を実施するために必要となる上記(1)～(5)まで以外の経費に係る役務の提供者に対して実働に応じた対価を支払う経費とします。
委託費	助成の目的である取組の一部分(実験、試験等)を他の第三者に委託するための経費です(委託費の内訳については、他の助成対象経費の内容に準ずるものとします。) 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる業務に限り実施できるものとします。 なお、取組そのもの又は取組の根幹を成す業務を委託すると、本事業の助成対象要件に該当しなくなりますので、委託内容については十分検討する必要があります。

使用料及び賃借料	取組を実施するために必要となる車両、器具機械、会場等の借上げに必要な経費です。 ただし、通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は除きます。
----------	---

様式第 1 号

令和 6 年度 原木・製品運搬効率化体制構築事業
助成金交付申請書

令和 年 月 日

全国木材協同組合連合会 会長 殿

所在地
団体名
代表者名

令和 6 年度原木・製品運搬効率化体制構築事業助成金交付規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり助成金 円の交付を申請します。

記

1. 対象となる取組 :

2. 助成金交付申請額 : 金 _____ 円

振込先金融機関 名	支店名	預金種別 (普通・当座)	口座番号	口座名義人

3. 添付書類 : 取組計画書 (様式 1 号別紙 1)
確認及び同意書 (様式 1 号別紙 2)
反社会勢力と関わりのない旨の誓約書 (様式 1 号別紙 3)
補足資料 1 支出詳細表
補足資料 2 取組計画プラン図

様式第 1 号別紙 1

取組計画書

1. 取組の実施体制

2. 取組計画

3. 取組により得られる効果

4. 取組の完了予定年月日
令和 年 月 日

5. 収支予算

収支予算

(1) 収 入

区 分	予算額	備 考
助成金	円	原木・製品運搬効率化体制構築事業助成金
自己資金	円	
合 計	円	

(2) 支 出

事業種目	経費 (A) + (B)	経費の内訳		摘要
		助成金 (A)	自己負担金 (B)	
計				

注1) 支出の摘要欄には、別紙の助成対象経費の科目毎の金額を記載してください。

注2) 費用の詳細は補足資料1「支出詳細表」の提出をお願いします。

注3) 助成対象経費の委託料は助成総額の50%未満とします。

注4) 技術者給の単価は、別添1の技術者給算出表に基づき、計算し、記載してください。

注5) 経費の積算根拠の確認のために必要な見積書等の写しを適宜添付してください。

注6) 計の摘要欄に、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合は「減額した金額」と、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は「含税額」と記入してください。

別添 1

技術者給算出表

従事者 氏名	所 属 役職名	従事業務内容	1 時間当 たり単価 (A)	従事時間 (B)	助成対象経 費 (A) × (B)	備 考
〇〇〇						
〇〇〇						
〇〇〇						
計						

各々の取組毎に記載下さい。

技術者給の単価は下記の計算式により算出された従事者ごとの単価で、1 円未満を切り捨てし、1 円単位としてください。

$$\frac{\text{①基本給相当額} + \text{②諸手当} + \text{③賞与相当額} + \text{④事業主負担額}}{\text{年間稼働日数}}$$

- ①基本給相当額：時間外手当、休日及び深夜の労働についての割り増しは含めません。
 ②諸手当：役職、通勤、住宅、家族、資格などその他
 ③賞与相当額
 ④事業主負担額：健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当
 ⑤年間稼働日数：365日－(土・日＋祝日＋年始年末休暇)
 就業規則で定めた年間就労日数で、有給休暇は含まない。

令和6年度 原木・製品運搬効率化体制構築事業に係る確認及び同意書

令和 年 月 日

全国木材協同組合連合会 会長 殿

所在地：
団体名：
代表者名： ㊞

1. 原木・製品運搬効率化体制構築事業の申請において、同一の内容ではこの事業以外に国及び地方公共団体等の補助金、助成金等を受けていません。
また今後、受ける予定也没有ありません。
もし、受けた場合は速やかに事務局に報告します。

「はい」の場合 ☒ ☐

なお、以下の補助金、助成金等を受けた、又は受ける予定がありますが、本事業の内容とは重複していません。

「はい」の場合 ☒ ☐

他の補助金、助成金等を受けた、又は受ける予定の場合は、以下に記入してください。

助成元 (国・都道府県・市町村)	事業名	事業趣旨・内容	金額(円)

2. 1に反して、本事業と重複する補助を受けたことが判明した場合は、交付決定の取り消し又は補助金の返還になることを理解しました。

「はい」の場合 ☒ ☐

誓約書

全国木材協同組合連合会 会長 殿

私は、下記第1条を確認し、各号に該当しないことを誓約します。

また、原木・製品運搬効率化体制構築事業に係る取組の実施にあたり、下記第2条から第5条を遵守することを誓約します。並びに、第1条に関する虚偽の事実、または第2条から第5条に反したことを理由に、全国木材協同組合連合会(以下「全木協連」という。)が当該事業の助成金交付を中止した場合、これにより生じた損害について、何ら賠償ないし保証することを求めません。また、全木協連が既に支払った助成金については返還することを誓約します。

年 月 日

住 所

事業主体名

代表者氏名

印

記

(属性要件)

第1条 私(法人又は団体を含む。以下同じ。)は、次の各号に該当しません。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

(行為要件)

第2条 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をしません。

- (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力行為を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて担当者等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 私は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

2 私は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人若しくは受任者が当該事業に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約します。

(再請負契約等)

第4条 私は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させます。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 私は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標榜ゴロ等の反社会勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとします。

団体名:

実施項目名	科目	詳細科目	科目内容	助成金	経費	算出表 単価	項目① 単位	項目② 単位	項目③ 単位
1.									
2.									
3.									
				0 円	0 円				

原木・製品運搬効率化体制構築事業										実施主体 ○○○○○○○○○		※申込No																			
【テーマ】○○○○○○○○○○○										実施体制・参加団体等																					
背景と目的										○																					
【背景】 . . 【目的】 .																															
原木・製品運搬の効率的な体制の考え方など										取組内容(本事業における具体的な実施項目)																					
○										①																					
写真・図等																															
スケジュール										5月				6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月以降	

様式第2号

令和6年度 原木・製品運搬効率化体制構築事業
助成金交付決定通知書

令和 年 月 日
番 号

[事業実施団体] 殿

東京都千代田区一番町2-5 全国町村議員会館6階
全国木材協同組合連合会
会 長 平 方 宏

令和 年 月 日付けをもって交付申請のありました原木・製品運搬効率化体制構築事業助成金は交付することに決定しましたので、通知します。

なお、助成金の支払は、令和6年度原木・製品運搬効率化体制構築事業交付規程の定めるところにより行います。

1. 対象となる取組 :

2. 助成金交付決定額 : 金 _____ 円

様式第3号

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

全国木材協同組合連合会 会長 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

様式第4号

令和6年度 原木・製品運搬効率化体制構築事業
実施状況報告書

(月 度)

令和 年 月 日

全国木材協同組合連合会 会長 殿

所在地
団体名
代表者名

令和6年度原木・製品運搬効率化体制構築事業助成金交付規程第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり実施状況を報告します。

記

1. これまでに完了した取組項目
2. 今月（又は前回報告以降に）取り組んだ内容
3. 今後、実施する予定の取組項目と実施予定時期
4. 事業の完了予定年月日
令和 年 月 日

様式第5号

令和6年度 原木・製品運搬効率化体制構築事業
実施報告書 兼 助成金精算払請求書

年 月 日

全国木材協同組合連合会 会長 殿

住 所
(実施団体名)
事業主体名
代表者氏名

令和6年度原木・製品運搬効率化体制構築事業助成金交付規程（以下「助成金交付規程」という。）第4条に定める取組を実施しましたので、助成金交付規程第9条の規定に基づき、下記のとおり取組実施報告書を提出するとともに、併せて助成金の支払いを請求します。

記

1. 対象となる取組 :
2. 提出書類等 : ①取組実施報告書（様式第5号別紙1）
②支出詳細表（様式第5号別紙2）
③帳簿及び関係書類
及び①②③（帳簿）のデータを記録したDVD-R
3. 助成金交付申請額 : 金 _____ 円 (A-B)
精算助成金額 円 (A)
受領済助成金額 円 (B)

令和 6 年度 原木・製品運搬効率化体制構築事業に係る
取組実施報告書

1. 取組の実施概要

(ここでは、実施項目毎の内容がわかるように簡潔に記載し、詳細は取組実施詳細報告書に記載ください。)

2. 取組実施により得られた効果

3. 今後の課題と次年度以降の計画

4. 取組の実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

5. 収支予算

(1) 収 入

区 分	精算額	予算額	備 考
助成金	円	円	原木・製品運搬効率化体制構築
自己資金	円	円	事業助成金
合 計	円	円	

(2) 支 出

種目	経費 (A) + (B)	経費の内訳		摘要
		助成金 (A)	自己負担金 (B)	
計	円	円	円	

注1 技術者給は、別添1の技術者給算出表により計算し、算出表を添付して下さい。

注2 支出の摘要欄には、別紙の助成対象経費の科目毎の金額を記載してください。

注3 費用の詳細については様式第5号別紙2「支出詳細表」の提出をお願いします。

注4 経費支払い領収書などの証拠書類のコピーを添付して下さい。

注5 自己負担経費は、領収書を添付する必要はありませんが、備考欄に内訳の金額を記載して下さい。

注6 収入の計と支出の計は一致するように記載して下さい。

別添 1

技術者給算出表

従事者 氏名	所 属 役職名	従事業務内容	1 時間当 たり単価 (A)	従事時間 (B)	助成対象経 費 (A) × (B)	備 考
〇〇〇						
〇〇〇						
〇〇〇						
計						

各々の取組毎に記載下さい。

技術者給の単価は下記の計算式により算出された従事者ごとの単価で、1 円未満を切り捨てし、1 円単位としてください。

$$\frac{\text{①基本給相当額} + \text{②諸手当} + \text{③賞与相当額} + \text{④事業主負担額}}{\text{年間稼働日数}}$$

- ①基本給相当額：時間外手当、休日及び深夜の労働についての割り増しは含めません。
 ②諸手当：役職、通勤、住宅、家族、資格などその他
 ③賞与相当額
 ④事業主負担額：健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当
 ⑤年間稼働日数：365日－(土・日＋祝日＋年始年末休暇)
 就業規則で定めた年間就労日数で、有給休暇は含まない。

令和 年 月 日

様式第5号別紙2
支出詳細表

団体
名：

実施項目名	科目	詳細科目	備考	助成金	経費	経費内	経費	算出	項目	項目	項目	支払先	経費報告の証拠書類	
					金額 (税抜)	消費 税	金額 (税込)	表 単価	① 単位	② 単位	③ 単位		番号	詳細
1														
2														
3														
4														
5														
6														
			合計	0	0 円	0 円	0 円							

自己負
担金

0 円

0 円

様式第 6 号

令和 6 年度 原木・製品運搬効率化体制構築事業
助成金額確定通知書

番 号
年 月 日

[実施団体] 殿

東京都千代田区一番町 2 5 全国町村議員会館 6 階
全国木材協同組合連合会
会 長 平方 宏

年 月 日付けをもって貴殿から実施報告のありました令和 6 年度原木・製品運搬効率化体制構築事業については、同事業 助成金交付規程第10条の規定により審査した結果、適正に実施されていたと認められましたので、下記のとおり精算助成金の額を確定し、通知します。

記

1. 対象となる取組：

2. 確定した助成金の額 (A) : 円

助成金精算

精算助成金額 (A)	受領済助成金額 (B)	助成金未受領額 (A-B)
円	円	円

様式第 7 号

令和 6 年度 原木・製品運搬効率化体制構築事業
助成金概算払請求書

令和 年 月 日

全国木材協同組合連合会 会長 殿

所在地
団体名
代表者名

令和 6 年度原木・製品運搬効率化体制構築事業について、下記により、金 _____ 円
を概算払によって交付されたく請求します。

記

(円)				
区 分	助成金決定額 (A)	受領済助成金額 (B)	今回請求額 (C)	助成金未受領額 (A-B-C)
原木・製品運搬効率 化体制構築事業助成 金				

様式第 8 号

令和 6 年度 原木・製品運搬効率化体制構築事業
助成金変更申請書

令和 年 月 日

全国木材協同組合連合会 会長 殿

所在地
団体名
代表者名

令和 6 年度原木・製品運搬効率化体制構築事業助成金交付規程第13条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり変更申請書を提出します。

記

1. 変更の対象となる取組

2. 変更内容

3. 変更理由

4. 変更予算額（予算書と対比できるもの）

様式第9号

令和6年度 原木・製品運搬効率化体制構築事業
助成金変更申請確認通知書

番 号
令和 年 月 日

〔実施団体〕 殿

東京都千代田区一番町2-5 全国町村議員会館6階
全国木材協同組合連合会
会 長 平方 宏

令和 年 月 日付けをもって提出のありました変更申請書について、これを承認します。

報告書類様式

- 様式第 1 号 助成金交付申請書 (Word)
- 様式第 1 号別紙 1 取組計画書 (Word)
- 様式第 1 号別紙 2 令和 6 年度 確認及び同意書 (Word)
- 様式第 1 号別紙 3 誓約書 (Word)
- 様式第 1 号補足資料 1 支出詳細表 (Excel)
- 様式第 1 号補足資料 2 取組計画プラン図 (PowerPoint)
- (実施団体 → 全木協連)
- 様式第 2 号 助成金交付決定通知書 (Word)
- (全木協連 → 実施団体)
- 様式第 3 号 申立書 (Word)
- (入札等に参加する者 → 実施団体)
- 様式第 4 号 実施状況報告書 (Word)
- (実施団体 → 全木協連)
- 様式第 5 号 実施報告書 兼 助成金精算払請求書 (Word)
- 様式第 5 号別紙 1 取組実施報告書 (Word)
- 様式第 5 号別紙 2 支出詳細表 (Excel)
- (実施団体 → 全木協連)
- 様式第 6 号 助成金額確定通知書 (Word)
- (全木協連 → 実施団体)
- 様式第 7 号 助成金概算払請求書 (Word)
- (実施団体 → 全木協連)
- 様式第 8 号 助成金変更申請書 (Word)
- (実施団体 → 全木協連)
- 様式第 9 号 助成金変更申請確認通知書 (Word)
- (全木協連 → 実施団体)